

	悪い例	良い例
信託目的	本件信託は、不動産及び金融資産の管理及び処分を行うことを目的とする。	本件信託は、不動産及び金融資産を本件信託財産として管理及び処分を行い、受益者及びその扶養家族（以下、「受益者ら」という。）の生活・介護・療養・納税等に必要な住居及び資金を確保・給付して受益者らの幸福な生活・福祉を維持すること・・・
賃貸権限 売却権限	受託者は、信託不動産を自らの裁量で管理及び処分ができる。	受託者は、本件信託不動産のうち、受益者らの居住用として使用しなくなった不動産について、本件信託の目的に照らして相当と認めるときは、受託者の裁量で第三者に賃貸し又は換価処分することができる。
登記手続	受託者は本件信託不動産に関する全ての登記申請手続を行うことができる。	受託者は、本件信託の目的に照らして相当と認めるときは、既存の本件信託不動産たる建物を解体することができる、取壊し後は速やかに建物滅失登記を行うものとする。 受託者は、本件信託不動産に関し、土地の測量、境界確定作業、地目変更登記、分合筆登記、建物の表題登記・表示変更登記等の手続を行うことができる。
変更権限	なし	受託者及び信託監督人は、両者の合意により本件信託の内容を変更し、又は本件信託を一部解約することができる。なお、本件信託には、信託法第149条は適用しない。
委託者の地位	なし	委託者の地位は相続により承継せず、受益者の地位と共に移転するものとする。